

大妻女子大学における公的研究費の使用に関する行動規範

平成 27 年 10 月 13 日

制定

大妻女子大学及び大妻女子大学短期大学部（以下、「本学」という。）は、「大妻女子大学における公的研究費の運営・管理に関する規程」に基づき、公的研究費の使用に関する行動規範を次のとおり定める。

本学の研究者及び事務職員等、公的研究費の運営・管理に関わるすべての者（以下、「教職員等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1 教職員等は、公的研究費の使用にあたり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等を遵守しなければならない。
- 2 研究者は、公的研究費は本学が管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない
- 3 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を行うように努めなければならない。
- 4 教職員等は、相互の理解と密接な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 教職員等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
- 6 教職員等は、公的研究費の使用にあたり、特定の取引業者との関係において、国民の疑惑や不信を招くことがないように行動しなければならない。

この行動規範の改廃は、常任理事会の議を経て行う。